

## 裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

### 1 日時

平成25年7月19日(金)午後2時00分から午後4時00分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所第1・2裁判員選任手続室(事務棟3階)

### 3 出席者

司会者 天野登喜治(名古屋地方裁判所部総括判事)

裁判官 入江 猛(名古屋地方裁判所部総括判事)

裁判官 神原 浩(名古屋地方裁判所判事)

検察官 椿 剛志(名古屋地方検察庁公判部)

検察官 平山 峻(名古屋地方検察庁公判部)

弁護士 水野 紀孝(愛知県弁護士会)

裁判員経験者 1番, 2番, 3番, 4番 4人

### 4 議事内容

(司会) まず私の方から皆さんの担当された事件のおおまかな内容などをそれぞれ

1番さんから順番に紹介させていただきます。そしてその都度順番に感想などをお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず, 1番さんが担当された事件は, 強制わいせつ致傷事件です。被告人が被害者の後をつけてマンションのエントランスまで行き, 手で被害者の口を塞いだり仰向けに転倒させたりするなどして, 被害者の下着の上などから陰部を触って, その際被害者にけがをさせた事案でした。争いのない事案でした。第1日目の公判期日から判決までは合計3日間で, そのうち審理期間は2日間という審理日程でした。それでは1番の方, 裁判員を務めた全体的な感想をお願いいたします。

(1番)まず、私自身が、通知が来ることを予測していませんでした。裁判員制度が始まる前に模擬裁判に参加したことがあったのですが、架空の事案ということで、気軽な気持ちで参加させていただきました。実際に裁判員制度が始まる前、報道で見ているだけでは分からないだろうから、良い経験になるということで、模擬選任手続から参加させていただいたのですが、結局その時には選任されなかったもので、模擬裁判自体には参加しませんでした。その時、きっと私にはこんなことはないだろうなと思っていたら、実際に通知が来まして、通知が来たところで選ばれないだろうと気軽な気持ちで参加したのですが、選ばれてしまいました。その時点では、どんな事件について参加するのか分からなかったもので、怖い事件だったらどうしようかなどといろいろと思い悩んだりもしましたが、殺人事件のようなものではなかったもので、少し安心したところがあります。日数的には3日間だったのですが、会社にも特別休暇という制度があり、上司から参加してきてくださいと送り出していただけましたし、私としても、選ばれたからには良い経験なので参加しようと思いました。家族も心配してくれていましたが、日数的に短いこともあって協力も得られ、無事に3日間務め上げることができました。私の場合は3日間でしたし、3日のうち、2日やって土日を挟んで1日という形でしたので、少し中休みもあり、精神的にもずっと緊張が続いているわけではなく、少しほっとする時間がとれたのかなと思いました。ですから参加する前よりは、参加し終わったときには、不安だった気持ちも全くなくなりましたし、法律のことも素人で分からなかったのですが、裁判官の方から丁寧な説明などを受けて、参考資料なども見せていただき、私なりにきちんと務め上げられたのかなと思います。参加して良かったなと思っています。家族にもそのような話をして、子供にも、もし参加できる環境であれば参加するようにと声かけをしましたし、職場の方たちにも、良い経験になったので、「あまり毛嫌いせずに参加すると良いよ。」という言葉かけはできたかと思っています。

(司会) 次に2番さんが担当された事件ですが、やはり強制わいせつ致傷事件で、それ以外に窃盗事件もあったという事案です。強制わいせつ致傷事件については、自転車に乗っていた被害者を追いかけて併走し、体当たりして衝突させ、手で被害者の口を塞ぎながら引き倒し、ブラジャーの中に手を入れて乳房をもみ、その際に被害者に傷害を負わせたという事案です。この件も争いのない自白事件でした。審理としては合計3日間で、うち2日間かけて審理を行ったという事案です。それでは、2番さん、全体的な感想をお願いいたします。

(2番) 参加させていただいて本当に良かったと思っています。裁判とは全然関係のない生活だったので、普段だったら絶対にしないような経験をさせていただきましたし、1番さんと一緒に、まだ裁判員をやっていらっしゃらない方には、一度は経験した方が良いとお勧めしたいと思います。ただ、させていただく前に子供から言われたのは、逆恨みされることもあるんだよというようなことでした。そのことを裁判官に直接聞きましたら、それは絶対ないからというふうに言われて安心できたのですが、何も分からない今の若い子たちにとっては、どちらかといえばこういうことは避けたい気持ちが大きいと思うので、もう少し良いイメージが世間の中であれば良いなと思います。

(司会) それでは、3番さんと4番さんには同じ事件を担当していただきましたので、その事案を説明させていただきます。危険運転致死事件で、普通貨物自動車を運転中の被告人が信号機のある交差点を直進しようとして、赤信号を認めた地点で制動措置を講ずれば交差点の手前で停止できたのに、赤信号を殊更無視して交通の危険を生じさせる走行をして、横断歩道を自転車に乗って横断していた被害者に自車を衝突させて死亡させたということで起訴された事案です。この事件については争いがあるということで否認事件になりました。交差点の停止線の手前78.2メートルの地点で赤信号を確認したということも言われているわけですが、これが一つの争いの対象になりました。

もう一つは、赤信号を殊更無視したと言えるかという点が争いになりました。この二つが争点になりました。審理は最初の日から判決まで6日間で、うち4日間審理が行われたという事案です。それでは3番さんから全体の感想をお願いします。

(3番) 裁判員をさせていただいて、私はとても辛かったです。裁判長さんがすごく分かりやすく説明をしてくださっていたんですが、自分の中で消化が全然できなくて、聞かれたことにすぐ答えなければならないことがすごくストレスになっていました。普段生活して、会社に勤めていても、即答を求められるようなことがないものですから、自分でどういう言葉を使って皆さんに分かっていただいたら良いかというのがものすごくストレスでした。息子は、「良い経験になったね。」とは言ってくれたのですが、必ずしも自分の中で、この先、生きていく中で、良い経験になったとは言えません。同年代のお友達には、できることならやめた方が良いよと私は言ってしまいます。息子や主人には、来たらやらせていただいたら、と思うのですが、やはり女性の友達には、こんな辛い思いをさせてしまうのかなと、お勧めは多分できないなと思います。争点が二つあって、本当に難しい問題だったものですから、毎日家に帰って、何も考えられない状態でした。判決のときの被告人の顔や、被告人の関係者の顔が今でも浮かんできてしまいます。裁判の内容はあまり覚えていないのですが、そういったことが断片的に思い出されてしまうものですから、辛かったな、という思いしかないです。

(司会) 参考になりました。それでは4番さんお願いいたします。

(4番) 私は、新聞やテレビでその時にちょうど話題になっていた、精神的ストレスを抱えられて病院通いをされている方がいるという話を聞いた直後だったので、一番気になっていることをまず裁判長にお伺いしたのですが、この事件に関してはそのような残虐なところもないし、写真等でもそういうところは一切ないので安心してくださいという言葉聞いて、すごく安心しました。

しかし、そんな事件であっても被告人の顔を見ることは最後までできませんでした。もし仮に見ていたとしたら、残像が残ってしまい、2番さんのおっしゃった逆恨みということも考えてしまったので、残像が残るような感じでは終わりたくないと思い、最後まで見ませんでした。しかし、全体的に、裁判官の方や皆さんがすごく良くしてくださったので、雰囲気的に和みましましたので、割と自分の言葉で話せたかとは思いますが。もし周りの皆さんにお勧めするかという場面があったならば、私は、「良かったらやってみたら。」とお答えしたいと思います。

(司会) ありがとうございます。いろいろと辛い思いをされているようですが、そのような点での問題もあるのかと思います。それでは事前にお配りした事項について順番に幾つかお聞きしたいと思います。まず、最初の質問ですが、裁判が始まる直前、選任された後、第1回公判が始まる前くらいを想定していただければと思いますが、その際に、裁判の流れについての説明があったのではないかと思います。それは必要でしたでしょうか。それとも不要だったと思われませんか。まず、1番さんお願いします。

(1番) 必要だと思います。やはり、全く分からない世界なので、書面では書いてありましたが、どうやってそれを読み取ったら良いかということから分からなかったもので、大まかな流れはやはり最初に聞いておいて良かったと思います。

(司会) 候補者になりましたよということで最初にお送りした書面にも大方の流れが書いてあったと思うので、重複にならないかということが気になったのですが。

(1番) だいたいの流れは最初の資料で分かりますが、やはり自分が直面している事案に関して、分かりやすく説明していただいたと思います。特に緊張している中なので、事前にいただいた資料は目を通して読んできたつもりでも、その場に来てしまうと、頭が真っ白になるというか不安な気持ちにはなりま

すので、やはり直前に説明していただいて理解していくというのは、私は良かったと思います。

(司会) 2番さんはいかがでしょうか。

(2番) 私もそう思います。

(司会) 3番さんはいかがでしたか。

(3番) 私もそう思います。裁判が始まる前のことですが、裁判員に選ばれて、次の日から裁判をするということになったのですが、他の方もそうなのでしょうか。

(司会) いろいろな場合があり得ます。以前は午前中に選ばれて午後からという場合もありました。金曜日に選ばれて月曜日からとか、月曜日に選ばれても木曜日からとか、いろいろな場合があります。

(3番) 私達の場合は、木曜日に選ばれて、金曜日に始まりますという話だったんですね。裁判が全部終わってから、裁判長とのお話の中でどなたかがおっしゃっていたのですが、次の日から来てくださいますとなると、仕事の引き継ぎとかがすごく大変なんですね。ひょっとしたら選ばれないかもしれないということがあるので、事細かな引き継ぎをしていませんので、できることでしたら、私たちが働いている日にちを挟んでくださるとか、2週間空けて始めますとか、そういうふうにしていただくと有り難いのですが。

(司会) ありがとうございます。先ほどお聞きした関係では、1番さんがおっしゃったとおりでよろしいのでしょうか。

(3番) はい。

(司会) 4番さんはいかがでしょうか。

(4番) 私も一緒です。

(司会) それ以外で公判審理に臨むにあたって、あれば良いと思ったものはありますか。例えば、これから何をするとか、何を判断するとかという点について、審理が始まる前に説明があった方が良かったですか。

( 1 番 ) 最初に手続の流れを説明されていて、節目節目で質問に答えていただいたので、特にありません。皆さん分からないことは質問すると思います。

先の話が知りたければ、それに対応してもらえればよいと思います。

( 2 番 ) 朝に、今日はこんな感じだと説明してくれていたもので、特に感じませんでした。

( 3 番 ) 特にありません。

( 4 番 ) 特にありません。

( 司会 ) 評議でこういうことをすると分かっていたら、そういうつもりで審理に臨めたのにとすることはなかったですか。

( 1 番から 4 番まで ) ( うなづく。 )

( 司会 ) 冒頭陳述メモについてですが、冒頭陳述メモが何のために配られていて、それを見た上で裁判員として何を判断すればよいのかということが、分かるような書面になっていましたか。

( 1 番 ) 分かりやすかったと思います。

( 2 番 ) 何もかも初めてで、ただ受け取るばかりで、問題意識があまりなくて覚えていませんが、理解はできたと思います。

( 司会 ) 事案の概要が分かって、審理した上で刑を決めるんだということは分かりましたか。

( 2 番 ) 分かりました。

( 司会 ) 検察官と弁護人と 2 通出たと思いますが、両方とも分かりやすかったですか。

( 2 番 ) はい。

( 司会 ) 二つ読んで、どこを審理すればよいか分かりましたか。

( 2 番 ) 起訴状もいただいていたので。

( 司会 ) 1 番の方、検察官と弁護人の冒頭陳述メモの分かりやすさはどうでしたか。

(1番)両方分かりやすかったです。

(3番)信号サイクルが重要視されていて計算式も入っていました。事細かに説明されて、その時は分かったつもりでいましたが、裁判官から質問はありますかと聞かれた際には、何を質問してよいか分かりませんでした。分かりやすく書いてありましたが、理解できていたかどうかは分かりません。分かりやすかったとは言えますが、家に帰ると忘れてしまいますので、話し合いましょうと言われたときには難しかったです。

(司会)説明を聞いて一応分かったけれども、それを自分のものとして議論する出発点としては理解できていなかったということですか。

(3番)理解できていなかったと思います。説明してもらっているときには、そうだねそうだねと思いますし、計算についても理論的に説明してもらえますけど、それについて質問がありますかと言われても、何を質問したらよいか分からないというのはよくありました。

(司会)争点を判断するということは分かりましたか。

(3番)二、三日たってから、こういうことを争っている審理なんだと分かりました。

(司会)検察官と弁護人の冒頭陳述を聴いただけでは十分ではなかったということですか。

(3番)十分ではありませんでした。交通事故の裁判がこういうものとは知りませんでしたし、争点を決めて争うとは思っていませんでした。こういうことを争っていて判決を決めていくということを、自分の中で理解するのにすごく時間がかかりました。

(4番)冒頭陳述メモというのは配られて、文字を読んでいけばこういうことなんだということが分かりますが、書面あってこそその理解であって、家に帰って予習復習ができない分、家に帰るたびに不安になりました。こういう文書を初めて見た人にとっては何一つ分からないので、何を質問してよいか分か

らないというのは本当に同意見です。メモ等を家に持って帰ってはいけな  
いと再三言われていましたが、せめて自分の書いたメモぐらいは持ち帰りたか  
ったです。そうして自分の中で消化できたら、次に質問することも出てくる  
のではないかとすごく感じました。

(司会) その点については裁判所も含めて考えなければいけませんね。

次の質問ですが、証拠調べが終わった後に論告メモや弁論メモが検察官、  
弁護人から出されていると思いますが、証拠調べをした結果、本件はこうい  
うことで証明されていますよとか、弁護人からは証明が不十分ですよとか、  
検察官としては証明が十分であって求刑としてこのくらいが相当ですよとか  
書かれています。これらの書面を御覧になって、評議の参考として役に立  
ったのでしょうか、それとも不十分な点があったのでしょうか。その他気付  
いたことをお聞きしたいのですが、1番さんからよろしいでしょうか。

(1番) とても役に立ちました。論告メモは割と分かりやすく、項目ごとに書かれ  
ていました。それを見ただけでは量刑とかに直接はつながりませんが、別の  
参考資料を基に量刑を決めていったと思うので、メモ自体は分かりやすく読  
ませてもらいました。

(司会) 不十分な点はありましたか。このような点が書いてあれば参考になったと  
か。

(1番) この事案に関してだけのことであれば、割と十分だったかなと思います。  
ただ、量刑を決めるに当たって参考になることは何も書かれていませんでし  
た。その事案に関してのことは分かるけれども、比較するものが書かれてい  
るわけではないので、比較できるものは別の形で資料を拝見させていただい  
て、裁判官の方から説明をプラスしていただけたことで自分なりに理解でき  
ました。

(司会) 弁護人と検察官の両方から出ていますけれども、それぞれの違い、分かり  
やすかったとかありますか。

(1番) 分かりやすさの点では、検察官の方が分かりやすく書かれていましたね。

弁護人の方はとても内容が盛りだくさんになっていて、本当に「文章」って感じでしたので、理解するのに時間がかかる感じでした。

(司会) 2番さん、いかがですか。

(2番) 不十分な点は見当たらないのですけれども。

(司会) 特に問題を感じなかったということによろしいですか。

(2番) はい、感じませんでした。

(司会) 検察官と弁護人の書面を比較して、どちらがより役に立ったとか、分かりやすかったとかありますか。

(2番) 特に感じなかったです。

(司会) 3番さん、いかがですか。

(3番) 私たちは、「意に介さず」と「殊更」という二つのキーワードがあったのですけれども、この事故をだれも見ただけの人がいないのですね。目撃者もなく、決定的な証拠もない中で話し合っていかなければいけないので、いまだにこのメモをどこまで信じて良かったのかと思っています。何メートルというのも、被告がここらへんと言ったから決まったことであって、「でもそれは本当なのか。」、「信じてもいいのでは。」、「ひょっとしたら合っているのではないか。」、そんなことを思っていて、両方ともとても分かりやすい言葉で書いてあったので、どちらも参考にはなったのですけれども、それが刑に直接結びついてしまって良いのかと思いました。信じて良いこと、いけないことの区別が、嘘かもしれないけれども、本当かもしれないというのが、いまだにちょっと分からないですね。

(司会) 論告弁論を見ながら、本当かどうかということをお互いに話し合ったということですか。

(3番) とても長い時間話し合いました。

(司会) それも話し合う参考にはなったということですか。

( 3 番 ) になりました。でもそれがそれで良かったのかとなると、ちょっと。

( 司会 ) あと、どうなっていれば良かったというのがありますか。

( 3 番 ) どうなっていれば判決が変わったとかいうのは分からないですけども、ひょっとしたら本当のことを言っていたのではないかというのもありました。

( 司会 ) 4 番さん、いかがですか。

( 4 番 ) 私もほとんど同じ意見なんですけれど、見やすかったのはやはり検事さんのメモの方です。1枚にまとめてある方が、ここが争点なんだとか、重要な点なんだとかが一目で分かります。何ページにも渡りますと見落とししたりすることもありますので、私としては検事さんが作られた論告メモの方が、見渡せるし、黒い文字で大きく書いてくださっているの、見やすかったです。

( 水野弁護士 ) 私からは、冒頭陳述メモとか論告メモの情報の十分性についてお聞きしたいと思います。それぞれ、事実関係を争うか争わないかによるとは思いますが、冒頭陳述メモは、お互いの主張する事実関係はこうなんですよと、ここは違うんですよと、皆さんに分かってもらうためのものなので、あまり詰め込みすぎても、そこは何に関係するのか、一番最初に何も知らない状態で審理に入る皆さんに分かっていただきにくいものもあると思うんです。逆に少なすぎると何が違うのかなということにもなりかねないとも思っておりまして、その点から、冒頭陳述メモに書かれている内容というのは、多すぎはしないのか、若しくは少なすぎはしないのか、そういうところを教えていただけたらと思います。

( 1 番 ) 冒頭陳述メモは割と分かりやすく書かれていたので、多すぎるとも少なすぎるとも思わなかったです。

( 司会 ) 今の質問は、弁護士作成のということですか。

( 水野弁護士 ) お互いにです。

( 1 番 ) 検察官の方がとても分かりやすかったです、弁護人の方が内容が盛りだ

くさんだったので、「そんなに」みたいなイメージがありました。

(水野弁護士) その意味では、1番さんの事件では、冒陳メモは一応A4、1枚にまとめられてはいるけれども。

(1番) 結局、中身が一杯あるじゃないですか。これ1枚だと、逆にあまり分からないんですけど、他の資料も付いているのですよね。

(司会) 弁護人から配られたのはこれ1枚です。

(1番) これだけですと、これ1枚だけだと足りないかなと。

(司会) 今、1番さんが言われたのは、1枚の紙だけれども、説明は非常に細かい部分があって、情報が盛りだくさんすぎたということですか。

(1番) そうです。書面だけだと分かりづらいのですけども、中身の説明をしていただいたときに盛りだくさんだったなと思い、ギャップが割とありましたね。

(水野弁護士) 私たちもできる限り皆さんに分かっていただくような形でやっていきたいと思っているので、教えていただきたいのですが、この事件で言えば、メモは情報量が少なすぎる、ただ、たくさんしゃべりすぎて、よく分からない部分も出てきてしまったという感じですか。

(1番) そうです。

(司会) 2番さん、いかがですか。

(2番) フォーマットが違うことに今ごろ気が付いたのですが・・・。

(司会) 2番さんの場合は、弁護人のものは1枚書きとかではなくて、パワーポイントで書かれたものでしたが。

(2番) 弁護人と検察官とでフォーマットが全然違いますが、どちらも本当に見やすかったです。ただ、弁護人の方はつらつらとめくって、それはそれで、私たち何も知らない者にとったら有り難かったのですが。

(司会) 3番の方どうぞ。

(3番) 弁護人が書かれたものは文章がけっこう長いのですが、ここまでまとめるのは大変だっただろうなとは思いますが。部屋に帰ってきて、裁判官がとても

分かりやすく説明してくださいました。弁護人が書かれたものは見にくいのですが、こんなことを言いたいのだなということはよく分かります。検察官の冒頭陳述メモの方がぱっと見は簡潔で、見やすかったです。ただ、字間があって理解するのが大変なのは、検察官の冒頭陳述メモの方でした。見た目は簡単ですが、内容が難しいので。

(司会) 4番さん、いかがですか。

(4番) 同じです。

(司会) 検察官からの質問はございますか。

(樁検察官) 今のに関連するかもしれませんが、冒頭陳述あるいは論告で、書面には比較的簡単に書いて口頭で説明・補充するのと、メモそのものにある程度書く方法とでは、聴いていた方としては、どちらが理解しやすいですか。

(司会) 1番さん、よろしいですか。

(1番) 書面で割とまとめてあるのを、その後口頭で聞いたのですが、そのように、目で追いながら一致した形で聞くのが、分かりやすかったかなと思います。

(司会) 2番さん、いかがですか。

(2番) どのように答えれば良いのですか。

(樁検察官) 質問の趣旨は、メモの方を比較的簡略にして口頭で補うパターンと、メモそのものにたくさんの情報があるパターンでは、聴いている側としては、どちらが理解しやすいでしょうかということです。

(2番) やはり、口でおっしゃってくださる方がありがたいです。

(司会) メモは全部書き込まないで、必要な分を書き込んだ上で、後は口頭で説明してもらった方が良いと。

(2番) 読んだだけでは分からないこともあるので、口で言ってもらった方がありがたいです。

(司会) 3番さん、どうぞ。

(3番) 簡潔に書いてもらった方が有り難いのですけれども、そうなると部屋に帰

ってから裁判長が大変ではないですか。質問はありますかと言ってくさって、質問したときに、補足説明がたくさん出てくるのでないかと思いますが。なかなか法廷では聞けませんので。

(司会) 情報量は、裁判官も同じものを見て、同じものを聴いただけなのです。

ですから、評議室に戻って質問されても、情報量は同じですので、普段の経験を踏まえて説明を付け加えるだけです。そういう意味では、元々のものは変わりません。

(3番) 私たちがどんな質問をしても、ものすごく完璧、簡潔に答えてくれますので、裁判官の方は、その前に勉強、予習をしているとっていたのですけども。

(司会) 少し説明しますと、公判前整理手続において、当事者の主張やどのような証拠を調べるかというやり取りがありますので、事案はある程度分かっています。そういうものに基づいてある程度説明しているかもしれません。ただ基本的には、法廷で出たものが基になりますので、公判前整理で言っていないとすれば、それは説明するわけにはいきません。基本的には、法廷で当事者がどのような説明をしたかに基づいて、裁判員からの質問に答えているということです。

(3番) 簡潔に書いていただいた方が理解しやすいと思います。それに対しての補足を口頭でして下さるとありがたいと思います。

(司会) 4番さん、いかがですか。

(4番) 私も簡潔な方が分かりやすいです。やはり文章がたくさんあると、これを読んでいるだけで精一杯になってしまって、後のことが考えられず、今現在進んでいることを聴かずにこちらに夢中になってしまいますので、やはり簡潔に言っていただいて、難しいことはどちらにしても分からないので、ぱっと見て分かる方が有り難いです。

(司会) 過去の裁判例を見る機会があったと思います。例えば、量刑の話合いをす

る前，量刑に関する事情を話し合っている途中，量刑について話し合った後等，どのタイミングで過去の裁判例を示されるのが良いと感じられましたでしょうか。

(1番) ある程度，皆さんが量刑に関する事情を把握の上，そこから諸事情を検討する際に，類似の裁判例を示すタイミングが良いと思います。

(2番) 私も同じ意見です。私が担当した事件は，執行猶予を付けるかどうか迷う事件でした。裁判官は，過去の参考事例を，とても良いタイミングで示してくれました。

(司会) 参考事例が示されたタイミングは，事件に関する大半の事情が出された後でしたでしょうか。

(2番) 事例が示されたタイミングは，事件に関する事情のうち全体の4分の3くらいが出されたころでした。その資料は，執行猶予を付けるか判断をする際の参考になりました。

(3番) 裁判官は，長い時間をかけて，その求刑となった理由や過去の裁判例等を説明してくれました。必要な際に，裁判官は，とても良いタイミングで量刑資料を何度も分かりやすく説明してくれました。

(4番) 裁判員は，裁判官に，危険運転の類似事例に関する量刑の質問をたくさんしたのですが，その都度，裁判長は分かりやすく説明をしてくれました。

(司会) 量刑を話し合う前に，裁判官は量刑の一般的な説明をしていましたか。

(3番) 確かそうだったと思います。

(4番) 私は，よく覚えていません。

(司会) その裁判官の説明は，過去の裁判例から具体的な事情を取り出して説明する感じでしたでしょうか。

(3番)それほど具体的ではなかったと思います。

(司会) 例えば，信号無視をした場合の量刑等の説明でしたでしょうか。

(3番) 裁判官は，信号無視をしたときの量刑がどれくらいであるのか，棒グラフ

で示してくれました。

(司会) そのような説明は、何度かありましたか。

(3番) どのように量刑を決めて良いのか分からなかったので、そのような資料を何度も見せてもらいました。

(司会) 量刑を決めるについて、難しい点はありましたか。また、何か事前に聴いておくと判断しやすくなると思う事柄がありましたか。

(1番) その都度、私は、裁判官から分からないことを説明してもらっていたので、特に難しいと感じる点はありませんでした。他に説明をしてもらった方が良いと思うことはありません。

(司会) その都度、裁判官から説明をしてもらっていたので、特段の問題がなかったということですか。

(1番) そうです。

(司会) どのようなものが、量刑を決める判断材料になりましたか。

(1番) 過去の量刑資料が参考になりました。当初は、量刑に対する自分の判断が不安でした。しかし、量刑の判断は、過去の事例と比較して、他の裁判員の意見に耳を傾けながら、みんなと意見を交わし、考え直す時間があって、とても良かったと思っています。

(2番) 裁判官は、裁判員から、量刑に関する意見を聴き、大方の方向性が決まってから、過去の裁判例を示してくれました。裁判官の説明を基にして、皆さんで納得してから量刑を決めました。今以上に、教えて欲しいことはありません。

(司会) 議論をする都度、皆さんは、裁判官から、必要なことを説明してもらった上、他の人の意見を聴きながら、量刑を決めたということでしょうか。また、特段、事前に改めて説明をしてもらった方が良かったと思うこともなかったということでしょうか。

(2番) そうですね。

(3番) 量刑を決める前に、被告人にとってプラスとなる点と、マイナスとなる点を、ものすごく話し合いました。量刑を決める方法を初めて知ったのですが、裁判官の説明はとても分かりやすかったです。判決の内容が良かったかどうかは別として、とても良い裁判ができました。個人的なことですが、今回の被告人は、息子と年齢が近かったため重なって見えることもありました。私としては、私情を挟まないようすることが大変でした。

(司会) 量刑の説明は、最初にあった方が良いですか。

(3番) 裁判長は、とても分かりやすく説明をしてくださいました。裁判員の意見が分かれた際も、裁判官は、裁判員が要望すれば、その都度、量刑を決める方法等を説明してくださいました。

(4番) 量刑を決めることが、とても難しかったです。量刑は、検察官からの求刑を参考にしました。私は、求刑を指標にして、それより上なのか下なのか考えました。このとき、過去の裁判例と比較して、とんでもない年数の判決になってはいけないと思っていましたし、量刑の判断に私情を挟まぬよう、検察側の求刑を一番に考えていました。

(司会) 検察官の求刑は、あくまでも参考意見だと裁判官が説明をしていたと思います。4番さんは、その前提で、検察官の意見を参考にしたということですね。

(4番) はい。そうです。自信がなかったので、過去の裁判例も参考にしました。

(司会) どの程度、量刑資料を参考にしましたか。

(4番) 量刑に関する資料は、とても参考になりました。この裁判をやる前、私は、自信がなかったので、裁判員が務まるかどうか頭から離れませんでした。何かを参考にしないと結論が出ませんでした。

(司会) 次の質問ですが、例えば、最初の審理から判決までの期間が2週間、4週間、6週間以上等、裁判が長期間にわたる場合、土日以外にも水曜日などに休みを入れた方が良いと思いますか。それとも、連日裁判を実施した方が良

いと思いますか。

(1番) 私の担当事件は3日間でした。2日間仕事をして、土日を挟み、翌週に1日裁判をしました。自分自身としては、それほど負担を感じませんでした。でも、裁判に関与する日数が長くなる場合は、週の途中などに休日が必要だと思います。

(2番) 私の事件は、火曜日から金曜日まで行われた事件でした。私の疲労は、木曜日の午後がピークでした。自分の経験上、連続する裁判は、二日が限度だと感じました。水曜日には、休日があった方が良くと思います。

(司会) 逆に、休みを取ってしまうと裁判が長期化してしまうと思います。この点については、いかがでしょうか。

(2番) 一気に裁判を進めた方が良くとも思います。でも、担当事件で、木曜日の午後は、被告人にとってプラスになるのか、マイナスになるのか、そのことについて、たくさんボードに書かれていて、それを整理しながら決めていく作業が本当に大変だったので、私は疲労困ぱいしてしまいました。

(司会) 休日は、裁判の三日目ぐらいにあった方が良くという感じでしょうか

(2番) そうですね。

(3番) 担当した事件は、土日を挟みましたが、休んだ気がしませんでした。休日は、手元に裁判資料が何もないので、何かを考える手立てがありませんでしたし、月曜日には裁判官から質問をされるという思いが頭から離れませんでした。ストレスが溜まり、休んでいた気がしませんでした。寝ていても考えていた感じだったので、法廷の夢を見ました。裁判員の方には、休日にテーマパークへ行かれた方もいましたが、そんな気分になれませんでした。長い裁判の場合は、裁判員の負担も大きくなるため、週の途中で休みが必要だと思います。

(司会) 2週間、4週間、6週間以上等、裁判が長期間にわたる場合、何週目にお休みがあると良いでしょうか。

- (3番) 事件の内容にもよると思います。長期にわたる事件であれば、負担の大きい事件だと思われるので、早い段階で休日があった方が良くと思います。
- (4番) 裁判が5日間続いた際、家事がおろそかになってしまうことがありました。体は何ともないのですが、ずっと椅子に座っているいるため、足がむくみ、夜に何度も足がつってしまいました。多分、緊張していたことが原因だと思います。やはり週の途中くらいに休みが必要だと感じました。
- (司会) 裁判員経験者として、これから裁判員となる方に、アドバイスをお願いします。
- (1番) これから裁判員となる方には、是非、裁判員を経験すると良いと伝えたいです。同時に、裁判員は、精神的に疲れてしまうので、いつもより家事がおろそかになることもあると思います。事前に、協力が必要になることを家族に確認しておいた方が良くと思います。ちなみに、私は裁判員としてしっかり仕事をしたいと思っていたので、事前に、主人と息子から家事の協力を得る了承をもらって参加しました。もちろん職場関係についても、選任されたときに備えて、周囲から理解をしてもらい、仕事の引継ぎを行った上で裁判に参加しました。私の事件は短期間であったため、事前準備ができたのかも知りませんが、やはり選任されたときに備えて、準備をしておいた方が良くとお伝えしたいです。途中で裁判員をやめるわけにはいかないなので、準備をしておいた方が良くと思います。
- (2番) 私の事件では、女性の裁判員が私1人だけでした。無作為方式で決まるので、このようなこともあり得るんだと思いました。1人で裁判の結論を出すわけではなく、みんなで裁判を進めると考えれば、気が楽になると思います。裁判員それぞれの意見を聴いていると、様々な人の考え方を知ったり、人間観察もできるので、悪いことばかりでないと思いました。気楽に裁判へ参加する気持ちも、大切だと感じました。
- (3番) 私の周囲では、どうしても裁判員をやりたいという人と、やりたくない人

に二分されます。やりたい人には良い経験だからと伝えると思います。しかし、やりたくない人には、自分が辛かったので、「何らかの理由を付けてやめておいたら。」と言ってしまおうと思います。私の職場では、私が初めての裁判員でした。職場は、とても好意的に裁判へ送り出してくれました。不在時は、多少なりとも自分の仕事を他の方にお願ひするので、その根回しが大変なこともありました。これから裁判員になる方には、家族の理解も大切ですが、職場の理解も重要だとお伝えしたいです。

(4番) もし、可能ならば、事前に、裁判員裁判を傍聴されると良いと感じました。判決の際、補充裁判員の方が傍聴席にいました。その後、その方が、傍聴席から客観的に裁判が見られて良かったと言っていたことをお伝えしたいです。事前に、私も、別の裁判を傍聴していたら良かったと思いました。

(入江裁判官) 3番の方に御質問なのですが、裁判官から即答を求められることがストレスにつながったとおっしゃられた点について、今後、裁判所で工夫できることに関しお気付きの点がございましたら、教えていただけますでしょうか。

(3番) 裁判長は、とても的確に説明をしてくれました。でも、私の理解力が足りず、また、分かりやすくお伝えする能力が低いので、裁判官からの質問に苦慮してしまいました。毎朝、裁判官は、きちんと前日までの裁判の復習をしてくれて、その時は話している内容が理解できているのですが、家に帰宅してみると細かいことを全く思い出せず、次の日には、どんどん話が進んでしまう感じでした。多分、私の理解力がないんですね。

(入江裁判官) 今のお話を聴いていても、そのようには感じませんよ。

(3番) 裁判長は、とても心を開いてくださり、分かりやすい言葉で進行してくださいました。

(入江裁判官) 理解がしづらかった点は、事案の性質が大きいですね。

(水野弁護士) 今の裁判官から即答を求められるという点について、もう少し考え

る時間が確保されていれば良かったということでしょうか。

(3番) いいえ。考える時間の問題ではありません。裁判官は、裁判員の意見を順番に、しっかり聴いてくれました。私は、裁判員1番だったため、初めに意見を述べるが多かったです。質問の際、自分の中で理解ができていないことが多かったかも知れません。

(入江裁判官) 裁判官は、裁判員6番さんからとか順番を変えたりして意見を求めたりしましたか。

(3番) そのようなこともありました。また、挙手をした人が意見を述べることもあり、とても和やかに話合いができました。普段、私は、皆さんに自分の考えを分かってもらうように話すことがないので、その点が大変でした。

(神原裁判官) 2番さんにお伺いしたいのですが、女性の裁判員は1人だったということですが、御苦労された点を具体的に教えてください。今後、裁判官として、皆さんの御負担が軽くなるよう、配慮できることがあればと思っています。

(2番) 女性の裁判員は私1人でした。しかし、裁判官に女性がいたので救われました。担当事件は、わいせつ事件であり、男女で感覚の差が生ずる事件だと思っていました。個人的には、私情を挟むと被告人が許せない部分もあります。また、女性の代表が私1人で良いのかと思いました。裁判員は、無作為に選ばれるため仕方がないと思っています。

(神原裁判官) 今回のようなケースで、裁判官から、気を配って欲しいことがあれば教えていただけますでしょうか。

(2番) もし、裁判員が若い年齢の女性であれば、違うかも知れません。私は、皆さんと仲良くしてもらえたので、特にありません。

(1番) 私の事件でも、女性は、私と裁判官1人だけでした。担当した事件は、わいせつ致傷の事件でした。女性の裁判官がいたので、やはり気持ち上和みました。もし、全て裁判官が男性だったら、ストレス的に厳しかったかと思い

ます。女性裁判官が1人いたので、気持ち的にほっとした部分がありました。私は、常に被害者の立場に立つわけでもなく、被告人には家族もいたので反対の立場も考慮しながら考えました。初めは、女性の裁判員は私1人だったので、被害者の味方が私しかいないと思っていました。でも、裁判が始まってみると、そんなことはなく、みんなの意見がそれぞれで安心した覚えがあります。女性の裁判員が1人で法廷にいるストレスはあったと思います。性別の偏りがなく選任できる方法があれば良いと思っていました。

(司会) 今回のテーマとは関係なく、この場で話しておきたいことがありましたら、是非、お願いいたします。

(3番) 私の事件の裁判員は、男性が1人の事件でした。補充裁判員は2人とも男性でした。補充裁判員の方は、とても自動車の運転に詳しい人でした。話合ひの際、私達の意見を聴くよりも、補充裁判員の方から話を聴いた方が良いと思うことが何度もありました。私は、同じテーブルで補充裁判員の方と話ができたら良かったと思っています。補充裁判員の方は、何か言いたいことがあっても、なかなか言えない状態でした。法廷で発言できないのは仕方ないと思いますが、評議だけでも、同じテーブルで話をすれば、もっと違う意見がたくさん出たと思いました。担当事件以外のことは分からないため、そうした方が良いかどうか分かりません。裁判官は、とても分かりやすく裁判の説明してくれました。裁判員裁判がなければ、このような手間を裁判官に取らせなくても良かったと思うほど、裁判官は良い方で、とても優しい心遣いをしてくれました。

(司会) 法曹三者から、本日の御感想等をお聴かせいただけますでしょうか。本日は皆様の御意見から、普段気付かない点を知ることができました。冒頭メモの記載内容や、休日も気が休まらない部分があるなど、すぐに対処が難しいと感じる面もありましたが、何らかの手立てを考えたいと思います。長期間にわたる期日の入れ方も参考にさせていただきたいと思います。

- (入江裁判官) 私も同じ感想です。毎回、意見交換会の議事録は見ていますが、やはり生の声を直接に伺うと、今後の工夫や配慮しなければいけない点が、より分かりました。本日はありがとうございました。
- (神原裁判官) 普段、裁判員裁判を担当する際、裁判員の方から、「参加しにくい。分かりづらい。」という感想だけは避けたいと思って仕事をしています。本日は、様々な御感想、御意見をいただきましたので、大いに今後の参考とさせていただきます。ありがとうございました。
- (椿検察官) 本日は、貴重な御意見ありがとうございました。今後の裁判員裁判を進める上で参考にさせていただきます。どうもありがとうございました。
- (平山検察官) 本日は、貴重なお時間をありがとうございました。検察官として意見交換会に参加させてもらい、どの程度まで冒頭陳述メモや論告メモを分かりやすくするかについて貴重な御意見をいただきました。伝えるべき事実を、どのように皆様に御説明すべきか、日々、考えながら準備をしているところです。突然裁判員に選任され、翌日から裁判が始まるというときの心理状態も聴くことができ、とても参考になりました。本当にありがとうございました。
- (水野弁護士) 本日は、お忙しいところありがとうございました。弁護士に比べて、検察官の資料が分かりやすいという意見が多かったと感じています。この点について、弁護士会としても、試行錯誤をしているところです。本日、皆様からお話を伺い、その改善点が見えてきました。やるからには皆さんに伝わりやすい方法を考えていきたいと思っています。今後とも御意見をお寄せいただけたらと思っています。本日はありがとうございました。
- (司会) 本当にありがとうございました。皆様からいただいた貴重な御意見、御感想等を踏まえ、今後の裁判員裁判の運営に生かしたいと思っています。本日は誠にありがとうございました。

以 上